

開催報告

学ぼう・みがこう 消費者力 消費者力検定講座第1講報告



開催日：2013年9月9日（月）10:00～12:30

会場：東京都生協連会館

参加人数：連続講座26名、公開講座のみ38名、

講師・事務局5名 計69名

▽ プログラム △	10:00	開会
	10:05	講演①「地域の消費者行政をさらに充実するには」 講師 池本 誠司氏（弁護士） 特定非営利活動法人・適格消費者団体 「埼玉消費者被害をなくす会」理事長
	11:05	講演②「消費者教育推進元年」について～キーワードは連携～ 講師 長谷川 秀司氏 消費者庁 総務課長
	12:05	eラーニングの紹介
	12:15	消費者検定講座のガイダンス 講師 大石奈津子氏 (財)日本消費者協会・消費生活コンサルタント
	12:30	閉会



司会 井上 深雪
コープみらい理事

講演① <地域の消費者行政をさらに充実するには>

地域の消費者行政をめぐる

これまでの経緯

●消費者トラブルや苦情相談の推移については、20年間に20万件台から80～90万件台と4倍に増加し、横ばいのまま。全体としては横ばいだが、高齢者のトラブル、インターネットトラブルは増加傾向。

●地域の消費者行政は、直近の動きをみると、相談窓口や相談員の増加によって充実の兆しもみえるが、地方自治体全体の予算・職員が11%減であるのに比べ、消費者行政予算・職員は10年間に予算39%減、職員45%減と大幅に減少しているのが現状である。

●地方消費者行政活性化基金の地方自治体の消費者行政に用途を特化した交付金(年間平均55億円)

【主な用途】①消費生活センター・相談窓口の整備

②消費生活相談員の養成、専門性の向上③消費者啓発・教育の推進となっている。

<地方消費者行政の活性化の現状>

①消費生活相談体制は整備されつつある

②消費者行政担当職員の配置や資質向上は進展がない

③地域の消費者・消費者団体との連携は不十分

・H26年度当初予算の概算要求:活性化交付金10億円(復興庁で7億円)

地域の消費者行政をさらに充実するための課題

●消費者庁の政策

・基本的に7年間(あと2年間)は財政支援を継続する方針

・小規模市町村はあと4年間継続する方針

・首長が消費者行政の積極的強化を表明すると、財政支援を2年間延長する

・相談員の雇止めをする自治体は、財政支援を2年間短縮する

【地方自治体の課題】首長・議会は、消費者行政重視の政策判断を採用しているか?⇒活性化交付金なくても独自予算と人員を注いで消費者行政を充実するか、後退するおそれが強いのではないか?

【基礎自治体の体制整備の課題】

①小規模市町村の相談体制整備

・周辺市町村との広域連携によるセンター設置、よろず相談窓口の設置等により、どこに住んでいても消費生活相談が受けられる体制を促進。

②地域の消費者との官民連携の強化

・地域の消費者・消費者団体・地域団体との連携

③消費者行政担当職員の資質の向上

・職員向け研修カリキュラムの整備と研修の実施

消費者・消費者団体は何をすべきか

地域の消費者・消費者団体が力をつけ、地域の消費者行政を強化する行動をとることが大切

①自ら考え行動する消費者市民を育成し、活動の場を提供することを要望する。

・「消費者教育推進地域協議会」の設置を要望

・「消費者教育推進基本計画」の策定を要望

⇒東京都は、消費生活対策審議会の部会として「東京都消費者教育推進地域協議会」を設け、「東京都消費者教育推進計画(平成25年度～平成29年度)」と「東京都消費者教育アクションプログラム(平成25年度版)」を策定⇒次は区市町村へ

②地域の消費者・消費者団体が消費者行政に参画する

・地域の消費者問題を学び、調べ、発生する行動を提案し、自治体から財政支援と発表の場の提供を求める。

・テーマは消費者問題全般を⇒被害に遭わない、適切に選択する、社会的価値を配慮した選択

地域の住民・消費者と連帯し、消費者行政と連携して行動することで、自ら考え行動する消費者団体の後輩を育てよう。

講演②「消費者教育推進元年」について～キーワードは連携～

消費者教育の推進に関する法律制定の背景

1960年代から消費者教育の重要性は指摘あり
消費者教育の機会が提供されることは消費者の権利である。→消費者教育推進法の策定へ。

与野党4党の議員自らが発案し、議員立法で成立。

【目的】消費者教育を総合的かつ一体的に推進する。

消費者教育とは

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育で、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育やそれに順ずる啓発活動

消費者市民社会とは（第2条）

個人が、消費者としての役割において、社会倫理問

題、多様性、世界情勢、将来世代の状況等を考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しており生活者や消費者が主役となる社会そのもの。

基本理念

- ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるように積極的に支援

基本方針の方向

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進する

消費者団体に期待されること

基本理念にのっとり、自主的な活動をすすめる、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力する。



長谷川 秀司氏

◆eラーニング紹介◆

eラーニングは、2009年から取り組みをすすめている“東京都と東京都生活協同組合連合会との協働事業”の一環として開発した消費者問題のクイズサイトです。契約悪質商法・衣・食・住・サービス・生活経済・環境の8つの分野から出題され、5問を1クールとして1問ごとに解答と解説が表示されます。

2013年はさらに問題を追加してバージョンアップをはかりました。

今後は問題作成にさまざまな方々に関わってもらうなどの工夫を取り入れながら定期的に見直しをすすめていく予定です。携帯電話やスマートフォンで、いつでもどこでも気軽にチャレンジして、消費者力をアップしましょう。東京都生協連のHPか<http://manabu-syouthisya.com>このアドレスから検索！

携帯・スマホで
気軽にチャレンジ!!

◆消費者力検定のご案内◆

●（財）日本消費者協会とは

1961年9月、消費者への啓発活動を主な目的として設立された公益法人（経済産業省の所轄）消費者が生活していく上で必要な情報や知識を提供することで、消費生活を充実させることを主な活動としている。

● 第10回消費者力検定をむかえるにあたって

消費生活に関して正しい知識を身につけることによって生活上手、自分の行動に責任もてる消費者になることを目的に毎年実施している。講座や日常生活で得た知識が「自分のもの」になり、生活に役に立つ知識が身につけているかを確認できる機会と思ってチャレンジしてみたい。消費者として正しい知識や情報を持つことは、くらしを豊かにすること。この講座と消費者力検定にチャレンジする機会に遭遇したことを大いに活用していただけることを願っている。



大石 奈津子氏

<講師のお話を聞いての感想（アンケートより抜粋）>

- ・地域の消費者行政を充実するためには、自分が住んでいる市の消費者行政の内容をまず把握し、不足している点を提案していくことが大切だと理解しました。
- ・消費者行政についての基本的なことから丁寧に教えていただき、理解を深めることができました。消費者行政の役割は一人ひとりを助けるだけでなく、地域での消費者被害防止をすることであることがわかりました。
- ・消費者教育に関わる法律について理解を深めることができました。学校教育ではまだまだ消費者教育が少ないこともわかり、今後サポートできれば良いなあと思いました。

講師名	とても満足	満足	普通	少し難しい	難しい	未記入
池本氏	5	30	8	1	3	0
長谷川氏	9	22	14	10	0	0

eラーニング	やって面白かった	やったが普通	やったことがない	未記入	面白そう	興味が無い	他
	5	1	47	2	42	0	3